

「自動運転運行実証事業（愛・地球博記念公園）」実施委託業務 企画提案募集要領

この要領は、「自動運転運行実証事業（愛・地球博記念公園）」実施委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「自動運転運行実証事業（愛・地球博記念公園）」実施委託業務

2 業務の目的

愛・地球博記念公園において、運転席無人自動運転の社会実装に必要な運行実証を実施する。

3 業務の内容

（1）自動運転運行実証計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、計画を策定すること。

また、実装に向けて定量的な目標値を5つ以上設定すること。なお、目標値には手動介入回数に関するものを必ず含むこと。

また、「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ協力、連携を行うこと。

〔実施ポイント〕

運行ルート	・ 愛・地球博記念公園（園内バス西ルート）
運行者	・ 交通事業者または自動運転システム事業者
自動運転技術の検証	・ 2027 年度からレベル4 相当の走行が可能となる自動運転バスに必要な先端的な技術を提案すること。 ・ 歩行者等との混在空間における運行を検証すること。 ・ 2027 年度の実装を見据え、1 月以降の走行においてレベル4 相当の走行に向けた検証を実施すること。
運行体制の構築	・ 車内オペレーションや特定自動運行保安員等の配置など、当該運行ルートにおけるレベル4 相当の運行に必要な体制を整理し、必要な関係者との協議・調整を行うこと。 ・ レベル4 相当の走行に必要な道路運送車両法等の法令上の整理を行うとともに、関係官庁との調整を行うこと。なお、必要に応じて道路運送車両法等の必要な許認可の取得（準備行為含む。）を検討すること。 ・ 園内バスとして定時運行が行えるよう、公園管理者、園内バス事業者

	等と調整し、運用面の検証を行うこと。														
運行期間	・一般来園者の輸送のため 11 か月程度、開園日のうち週 5 日以上運行すること。（準備走行を含む。） ※詳細の運行日については県関係者（県次世代モビリティ産業課、公園緑地課及び公園管理者、以下同様）と調整すること。 ※運行頻度については県関係者と調整すること。														
選定車両	下記条件をすべて満たす自動運転バス型車両 2 台（同一車種） ・ 2027 年度にレベル 4 相当の自動走行の実装が可能と見込まれる小型 EV バスもしくは中型 EV バスとすること。 ・ ベース車両は座席数 9 名以上かつ 4 名以上の立席輸送能力を持つこと。 ・ 車外向け放送装置（外部音源取り込み可能なもの。）を 1 個取り付け、運転席近辺に当該放送装置の起動スイッチ（電源のオン・オフ及び音量調整を行えるもの。）を設置すること。														
ラッピング	・ 公園管理者等が指定する色で車両にラッピングを施すこと。														
充電設備	必要に応じて園内に EV 用急速充電器（以下「充電器」という。）を以下のとおり整備すること。契約期間終了後、設置した充電器を撤去し、設置場所を原状回復することを原則とする。なお、県が特に認めた場合はその限りでない。 ・ 選定車両に適応した充電器本体のリース ・ 充電器の搬入・据付・撤去 ・ 充電器用基礎工事 ・ 充電器の電源接続（分電盤までの配線を含む。）及び初期立上げ ・ 充電器の保守 なお、以下は公園管理者にて整備済みの電源仕様である。 【公園管理者が整備済みの電源関係仕様】 1 一次電源仕様 <table border="1"> <tr> <td>電気容量（合計出力）</td><td>100kW 以下</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>200V</td></tr> <tr> <td>周波数</td><td>60Hz</td></tr> <tr> <td>配電方式</td><td>三相三線</td></tr> </table> 2 昇圧トランス基本仕様 <table border="1"> <tr> <td>電気容量（合計出力）</td><td>100kW 以下</td></tr> <tr> <td>電圧</td><td>400V 以下</td></tr> <tr> <td>周波数</td><td>60Hz</td></tr> </table>	電気容量（合計出力）	100kW 以下	電圧	200V	周波数	60Hz	配電方式	三相三線	電気容量（合計出力）	100kW 以下	電圧	400V 以下	周波数	60Hz
電気容量（合計出力）	100kW 以下														
電圧	200V														
周波数	60Hz														
配電方式	三相三線														
電気容量（合計出力）	100kW 以下														
電圧	400V 以下														
周波数	60Hz														
充電費用	・ 充電器の電気料金は委託事業者にて実費を負担すること。														

	・電気料金の計算に要するメーター機器等は委託事業者にて適切に設置すること。 ・支払方法は県関係者と調整の上決定する。
保管場所	・園内に自動運転バスを保管する場合、公園管理者等が指定する場所に保管すること。なお、保管場所の環境整備が必要な場合は委託事業者にて対応すること。
アンケート	・委託事業者にて利用者へのアンケート調査等を行い、運行の改善や社会受容性向上に活用すること。 ・アンケート取得方法や質問内容は県関係者と調整の上決定すること。
その他	・委託事業者にて、既存園内バスへ添乗員（ガイド）を配備している事業者と調整の上、添乗員（ガイド）を手配すること。 ・周辺の歩行者等が検知できない悪天候等により自動運転機能を適用できない場合でも、輸送手段としての役割を果たすため、県関係者からの求めに応じて可能な限り手動運転にて運行を行うこと。 ・乗務員は以下の条件を満たす者とする。 - 乗務に必要な免許を有し、業務経験があり、健康な者 ・修理等で必要になる場合が想定されることから、ナンバーの取得等公道を走行できる状態とすること。 ・車いす、ベビーカーで乗車できる設備及び体制の構築を検討すること。

※「公道」とは、道路交通法（昭和35年6月法律第105号）第2条第1項で規定する「道路」の通称として用いている。

（2）自動運転運行実証の実施

（1）の計画に基づき、運行実証を実施し、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の検証を行うこと。

実証の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

（3）実証実験の成果報告書の作成

実証を通じて得られた成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

（4）その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、各種会議での報告を行うこと。

4 委託業務に当たっての留意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう実証実験の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの実証実験の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) その他
 - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 公園管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
 - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
 - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。
- (11) 上記(1)から(10)については、再委託先においても適用する。

5 契約条件

- (1) 委託契約限度額
298,348,285 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。）。
- (3) 契約期間
契約締結日から2027年3月31日（水）までとする。

(4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(5) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認められない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

6 応募資格

応募の資格者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと（令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登載されている場合）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (4) 愛知県税及び国税に未納がないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 事業の実施に当たり、複数の者が連携した体制を構築できること。また、提案にあたっては、愛知県入札参加資格者名簿において「業務（大分類）：役務の提供等」「営業種目（中分類）：旅客業」「取扱内容（小分類）：バス運行業務」の登録がある交通事業者又は自動運転システム事業者を実施体制に含めること。
- (7) 公道において、自動運転実証実験の実施実績があること。または実績がある者が含まれていること。

7 応募に関する問合せ

質問がある場合は、2026年3月3日（火）正午までに電子メールにより連絡すること。

問合せは、電子メール（jisedai@pref.aichi.lg.jp）によること。

（件名は「自動運転運行実証事業（愛・地球博記念公園）に関する問合せ」とする。）

なお、質問に対する回答は、次世代モビリティ産業課のWebページに3月6日（金）を目途に掲載する。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

8 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補

足資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書 11 部

・別添様式 1 のとおり

(イ) 企画提案書 11 部

・別添様式 2 から 6 のとおり

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 1 部

・別添様式 7 のとおり

(エ) 添付書類 1 部（幹事会社のみ対象）

・会社パンフレット等会社の概要がわかる資料

・定款

・決算報告書（過去 2 年分）※

・県税の滞納がないことの証明書（直近のもの。）※

・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの。）※

※令和 6・7 年度の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、不要とする。

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明ができるもの。）、若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

ウ 提出期限

2026 年 3 月 18 日（水）正午

郵送・宅配便の場合は、できる限り事前に電話連絡すること。

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

電話 052-954-6136（ダイヤルイン）

(2) 企画提案書類作成上の注意

ア 用紙サイズは、A 4 縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A 3 判の用紙を A 4 判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で 1 か所とめる。

ウ 企画提案は 1 事業者 1 案とする（複数の事業体で事業を実施する場合は 1 共同体あたり 1 案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。）。

エ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

9 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（１）から（４）の内容について記述すること。

（１）事業に関する企画等

ア 自動運転運行実証計画の策定

当要領「３業務の内容（１）自動運転運行実証計画の策定」の内容に沿って運行期間、選定車両、充電設備、アンケート実施等について具体的に記述すること。

イ 自動運転技術の検証

レベル４相当の走行に相応しい自動運転等の技術を提案すること。

ウ 運行体制の構築

当該運行ルートにおけるレベル４相当の運行に必要と思われる運行体制、想定される許認可、園内バスの定時運行のために想定される運用面の検証について記載すること。

エ 事業実施体制（組織体制図）及び役割分担

本事業を実施するための組織体制（コンソーシアムメンバー含む。）を詳細に記載すること。また、本事業遂行に当たる総括責任者以下の役割分担やスタッフの過去の業務経歴を記載すること。

オ 工程計画

運行実証の計画的な実施に向け、年間スケジュールを記載すること。

その上で、レベル４相当の走行の実装に向けたロードマップを記載すること。

カ 付加提案

他事業と連携した取組や、社会実装に向けた取組など、本事業を更に効果的に実施するために必要となる事項につき、記載すること。

（２）経費見積書

事業の実施に係る見積額を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

また、「愛知県知事」宛てとすること。

（３）事業の受託実績

過去３年間（2023 年度～2025 年度）に主催又は受託した類似事業（実証実験等）の企画・運営に係る実績を記述すること（補助事業を除く。）。

なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した事業の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、事業金額、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

（４）社会的価値の実現に資する取組に関する申告書及び添付書類

10 提案の審査・選定等

（１）選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案が3件を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う（選定委員会と同様の基準にて審査）。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

【委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び原則対面での提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1者15分程度、説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際の主な選定基準は、以下のとおりとする。

項目	主な内容
自動運転運行実証計画の策定	・実証計画が、「3業務の内容（1）自動運転運行実証計画の策定」の内容に沿って記載されているか。 ・定量的な目標値は、実装にふさわしいものか。
自動運転技術の検証	・園内のレベル4相当の走行に相応しい自動運転技術を提案しているか。 ・レベル4相当の走行に向けた検証が提案されているか。
運行体制の構築	・当該運行ルートにおけるレベル4相当の運行に必要なと思われる運行体制、想定される許認可、園内バスの定時運行のために想定される運用面の検証は具体的なものか。 ・運行体制、想定される検証はレベル4相当の運行に向けた実効性のあるものとなっているか。
事業実施体制及び役割分担	・自動運転の技術・専門知識等を有するなど適切であるか。 ・交通事業者または自動運転システム事業者が含まれているか。
工程計画	・関係機関との事前調整、準備走行、運行実証、成果の取りまとめ等は無理のないスケジュールとなっているか。 ・運行期間を達成できるスケジュールとなっているか。 ・レベル4相当の実装に向けたロードマップとなっているか。
付加提案	・実証の効果を高める提案等、当事業の効果を高める提案がなされているか。
費用対効果	・経費の見積もりは適切か。
社会的取組	社会的価値の実現に資する取組等 ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無 ・障害者法定雇用率の達成の有無 ・あいち女性輝きカンパニー認証の有無 ・女性の活躍促進宣言提出の有無 等

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2026 年 3 月下旬（予定）目処に全提案者に文書で通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

（５）契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整った上で契約を締結する。

ただし、協議等が整わない場合は次点者が改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

１ １ スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------|
| ・ ３月 ３日（火）正午 | 質問の締切 |
| ・ ３月 18 日（水）正午 | 企画提案の締切 |
| ・ ３月 26 日（木）午後 | 選定委員会開催（事業者決定） |
| ・ ４月上旬 | 契約締結、委託業務開始 |

１ ２ その他

- （１）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- （２）企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- （３）次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- （４）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （５）この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

１ ３ 連絡・問い合わせ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

電話 052-954-6136（ダイヤルイン）